

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">第3 関税暫定措置法基本通達</p> <p>第16節の3 経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認 (経済連携協定の略称)</p> <p>12の4－1 本節における経済連携協定、各経済連携協定に規定する原产地証明書等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(35) (省略)</p> <p><u>(36) 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定・・・・・・米国協定</u></p> <p><u>(37) 米国協定附属書I第C節第1款9(a)に基づく产品が原産品であることの輸入の時の申告・・・・・・米国協定原産品申告書</u></p> <p>(経済連携協定に基づく原産品であることの確認の方法)</p> <p>12の4－3</p> <p>(1) 法第12条の4第1項第1号に規定する輸入者に対し資料の提供を求める方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">経済連携協定</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">原産品であるかどうかの確認方法の規定</th></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">(省略)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">(省略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">米国協定</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">米国協定附属書I第C節第1款10(a)</td></tr> </table> <p>また、法第12条の4第1項第1号に規定する方法により確認を行う場合における情報の要請は、質問書で行うものとする。<u>なお、米国協定においては、輸入者への資料の提供の求めに対し、輸出者又は生産者が税関に当該情報を直接提供する方法を含む。</u></p> <p>(2) 法第12条の4第1項第2号に規定する協定相手国の権限ある当局又は税関当局とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関をいい、また、同号に規定する協定相手国の権限ある当局、税関当局、輸出者又は生産者（以下「輸出者等」という。以下同じ。）等に対し質問し、又は資料の提供を求める方法とは、同表第3欄に掲げる規定によるものをいう。</p>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(省略)	(省略)	米国協定	米国協定附属書I第C節第1款10(a)	<p style="text-align: center;">第3 関税暫定措置法基本通達</p> <p>第16節の3 経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認 (経済連携協定の略称)</p> <p>12の4－1 本節における経済連携協定、各経済連携協定に規定する原产地証明書等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(35) (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(経済連携協定に基づく原産品であることの確認の方法)</p> <p>12の4－3</p> <p>(1) 法第12条の4第1項第1号に規定する輸入者に対し資料の提供を求める方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">経済連携協定</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">原産品であるかどうかの確認方法の規定</th></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">(同左)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">(同左)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">(新規)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">(新規)</td></tr> </table> <p>また、法第12条の4第1項第1号に規定する方法により確認を行う場合における情報の要請は、質問書で行うものとする。</p> <p>(2) 法第12条の4第1項第2号に規定する協定相手国の権限ある当局又は税関当局とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関をいい、また、同号に規定する協定相手国の権限ある当局、税関当局、輸出者又は生産者（以下「輸出者等」という。以下同じ。）等に対し質問し、又は資料の提供を求める方法とは、同表第3欄に掲げる規定によるものをいう。</p>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(同左)	(同左)	(新規)	(新規)
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定												
(省略)	(省略)												
米国協定	米国協定附属書I第C節第1款10(a)												
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定												
(同左)	(同左)												
(新規)	(新規)												

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
経済連携協定	協定相手国の権限 ある当局又は税関 当局	原産品であるかど うかの確認方法の 規定	経済連携協定	協定相手国の権限 ある当局又は税關 当局	原産品であるかど うかの確認方法の 規定
(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)
ブルネイ協定	ブルネイ外務貿易 省	ブルネイ協定第40 条1	ブルネイ協定	ブルネイ外務貿易 省	ブルネイ協定第40 項1
(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)
(3)～(5) (省略)			(3)～(5) (同左)		
(原産品であることの確認を行うことが可能となる期間)			(原産品であることの確認を行うことが可能となる期間)		
12の4－4 前項(1)から(5)までに規定する原産品であることの確認は、各 経済連携協定における原産品であることの確認の要請又は記録若しくは 文書の保管に係る期間の規定（ <u>経済連携協定に関連する規定がない場合</u> にあっては、 <u>該当する国内法令</u> ）に基づき、原産品であることの確認を行 うことが可能となる期間は、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応 じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。			12の4－4 前項(1)から(5)までに規定する原産品であることの確認は、各 経済連携協定における原産品であることの確認の要請又は記録若しくは 文書の保管に係る期間の規定に基づき、原産品であることの確認を行 うことが可能となる期間は、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応 じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。		
また、EU協定においては、原産品申告書を作成した輸出者・生産者に あってはその作成の日から少なくとも4年間と規定されているが、輸出 者・生産者の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場 合の輸出締約国への協力要請は、貨物の輸入申告の日又は蔵入申請の日 から2年以内と規定されていることから、上記に規定する期間（貨物の 輸入申告の日又は蔵入申請の日から2年を超えた期間に限る）は前項(1) 及び(5)に規定する原産品であることの確認のみ行うことが可能となる。			また、EU協定においては、原産品申告書を作成した輸出者・生産者に あってはその作成の日から少なくとも4年間と規定されているが、輸出 者・生産者の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場 合の輸出締約国への協力要請は、貨物の輸入申告の日又は蔵入申請の日 から2年以内と規定されていることから、上記に規定する期間（貨物の 輸入申告の日又は蔵入申請の日から2年を超えた期間に限る）は前項(1) 及び(5)に規定する原産品であることの確認のみ行うことが可能となる。		
経済連携協定	確認が可能となる期間（協定の規定）		経済連携協定	確認が可能となる期間（協定の規定）	
(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	
米国協定	<u>輸入許可の日から5年間（関税法第7条の 15、同法第94条第1項、同法施行令第83条第6 項）</u>		(新規)	(新規)	
(協定相手国の権限ある当局、税關当局又は輸出者等に対し質問し、又			(協定相手国の権限ある当局、税關当局又は輸出者等に対し質問し、又		

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																
<p>は資料の提供を求める場合における回答又は資料提供についての期限)</p> <p>12の4－5 法第12条の4第2項に規定する回答又は資料の提供をすべき相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる各協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。また、追加情報の提供を求める場合には同表第3欄に掲げる期間とする。</p> <p>なお、同表第2欄に掲げる期間内（追加情報の要請にあっては、第3欄の期間内）に回答を行わない場合には、後記12の4－9(3)の規定により当該貨物に係る締約国原産地証明書等を無効なものと認めて、当該経済連携協定に基づく関税の譲許の便益<u>を適用しないこととなる</u>ので留意する。</p> <p>(省略)</p> <p>（関税の譲許の便益の適用を受けるための要件を満たさない場合等における否認規定）</p> <p>12の4－9</p> <p>(1) 法第12条の4第6項第1号に規定する「当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">締約国原産地証明書等</td><td style="padding: 2px;">関税上の特恵待遇の否認の規定</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">シンガポール協定原産地証明</td><td style="padding: 2px;">シンガポール協定第30条</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(省略)</td><td style="padding: 2px;">(省略)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">インド協定原産地証明書</td><td style="padding: 2px;">インド協定附属書3第8節1</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(省略)</td><td style="padding: 2px;">(省略)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>TPP11協定原産品申告書</u></td><td style="padding: 2px;">TPP11協定第3・28条2(a)、第4・7条1(a)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>EU協定原産品申告書</u></td><td style="padding: 2px;">EU協定第3・24条1</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>米国協定原産品申告書</u></td><td style="padding: 2px;">米国協定附属書I第C節第1款 10(b)(i)</td></tr> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	シンガポール協定原産地証明	シンガポール協定第30条	(省略)	(省略)	インド協定原産地証明書	インド協定附属書3第8節1	(省略)	(省略)	<u>TPP11協定原産品申告書</u>	TPP11協定第3・28条2(a)、第4・7条1(a)	<u>EU協定原産品申告書</u>	EU協定第3・24条1	<u>米国協定原産品申告書</u>	米国協定附属書I第C節第1款 10(b)(i)	<p>は資料の提供を求める場合における回答又は資料提供についての期限)</p> <p>12の4－5 法第12条の4第2項に規定する回答又は資料の提供をすべき相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる各協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。また、追加情報の提供を求める場合には同表第3欄に掲げる期間とする。</p> <p>なお、同表第2欄に掲げる期間内（追加情報の要請にあっては、第3欄の期間内）に回答を行わない場合には、後記12の4－9(3)の規定により当該貨物に係る締約国原産地証明書等を無効なものと認めて、当該経済連携協定に基づく関税の譲許の便益<u>を適用しないこととなる</u>ので留意する。</p> <p>(同左)</p> <p>（関税の譲許の便益の適用を受けるための要件を満たさない場合等における否認規定）</p> <p>12の4－9</p> <p>(1) 法第12条の4第6項第1号に規定する「当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">締約国原産地証明書等</td><td style="padding: 2px;">関税上の特恵待遇の否認の規定</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>シンガポール協定原産地証明書</u></td><td style="padding: 2px;">シンガポール協定第30条</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(同左)</td><td style="padding: 2px;">(同左)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">インド協定原産地証明書</td><td style="padding: 2px;">インド協定附属書3第8規則1</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(同左)</td><td style="padding: 2px;">(同左)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>TPP11原産品申告書</u></td><td style="padding: 2px;">TPP11協定第3・28条2(a)、第4・7条1(a)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>EU原産品申告書</u></td><td style="padding: 2px;">EU協定第3・24条1</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(新規)</td><td style="padding: 2px;">(新規)</td></tr> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	<u>シンガポール協定原産地証明書</u>	シンガポール協定第30条	(同左)	(同左)	インド協定原産地証明書	インド協定附属書3第8規則1	(同左)	(同左)	<u>TPP11原産品申告書</u>	TPP11協定第3・28条2(a)、第4・7条1(a)	<u>EU原産品申告書</u>	EU協定第3・24条1	(新規)	(新規)
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定																																
シンガポール協定原産地証明	シンガポール協定第30条																																
(省略)	(省略)																																
インド協定原産地証明書	インド協定附属書3第8節1																																
(省略)	(省略)																																
<u>TPP11協定原産品申告書</u>	TPP11協定第3・28条2(a)、第4・7条1(a)																																
<u>EU協定原産品申告書</u>	EU協定第3・24条1																																
<u>米国協定原産品申告書</u>	米国協定附属書I第C節第1款 10(b)(i)																																
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定																																
<u>シンガポール協定原産地証明書</u>	シンガポール協定第30条																																
(同左)	(同左)																																
インド協定原産地証明書	インド協定附属書3第8規則1																																
(同左)	(同左)																																
<u>TPP11原産品申告書</u>	TPP11協定第3・28条2(a)、第4・7条1(a)																																
<u>EU原産品申告書</u>	EU協定第3・24条1																																
(新規)	(新規)																																
(2) 法第12条の4第6項第2号に規定する「当該貨物を輸入する者が当	(2) 法第12条の4第6項第2号に規定する「当該貨物を輸入する者が当																																

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
該讓許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	該讓許の便益の適用を受けるために必要な手續をとらないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。
締約国原産地証明書等 (省略)	締約国原産地証明書等 (同左)
TPP11協定原産品申告書	TPP11協定第3・28条2(e)、第4・7条1(a)
EU協定原産品申告書	EU協定第3・24条2
米国協定原産品申告書	米国協定附属書I第C節第1款 10(b)(iii)
締約国原産地証明書等 (省略)	締約国原産地証明書等 (同左)
TPP11協定原産品申告書	TPP11協定第3・28条2(e)、第4・7条1(a)
EU協定原産品申告書	EU協定第3・24条2
	(新規)
(3) 法第12条の4第6項第3号に規定する「第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	(3) 法第12条の4第6項第3号に規定する「第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。
締約国原産地証明書等 (省略)	締約国原産地証明書等 (同左)
オーストラリア協定原産品申告書 (省略)	オーストラリア協定第3・23条 1(b)、(c)及び(d) (同左)
TPP11協定原産品申告書	TPP11協定第3・28条2(b)及び (c)、第4・7条1(a)及び (b)、附属書3-A10
EU協定原産品申告書	EU協定第3・24条1(c)及び(d)
米国協定原産品申告書	米国協定附属書I第C節第1款 10(b)(ii)
締約国原産地証明書等 (省略)	締約国原産地証明書等 (同左)
オーストラリア協定原産品申告書	オーストラリア協定第3・23条 1(b)、(c)及び(d) (同左)
TPP11原産品申告書	TPP11協定第3・28条2(b)及び (c)、第4・7条1(a)及び (b)、附属書3-A10
EU原産品申告書	EU協定第3・24条1(c)及び(d) (新規)

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前												
(4) 法第12条の4第6項第4号に規定する協定相手国又は輸出者若しくは生産者に対し、検査への同意を求めた場合において、当該協定締約国又は輸出者等が検査を拒んだとき又は定めた期間内に回答をしないときは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	(4) 法第12条の4第6項第4号に規定する協定相手国又は輸出者若しくは生産者に対し、検査への同意を求めた場合において、当該協定締約国又は輸出者等が検査を拒んだとき又は定めた期間内に回答をしないときは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">締約国原産地証明書等</td><td style="padding: 2px;">関税上の特恵待遇の否認の規定</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(省略)</td><td style="padding: 2px;">(省略)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>TPP11協定原産品申告書</u></td><td style="padding: 2px;">TPP11協定第3・28条2(d)、第4・7条1(c)</td></tr> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	(省略)	(省略)	<u>TPP11協定原産品申告書</u>	TPP11協定第3・28条2(d)、第4・7条1(c)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">締約国原産地証明書等</td><td style="padding: 2px;">関税上の特恵待遇の否認の規定</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(同左)</td><td style="padding: 2px;">(同左)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>TPP11原産品申告書</u></td><td style="padding: 2px;">TPP11協定第3・28条2(d)、第4・7条1(c)</td></tr> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	(同左)	(同左)	<u>TPP11原産品申告書</u>	TPP11協定第3・28条2(d)、第4・7条1(c)
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定												
(省略)	(省略)												
<u>TPP11協定原産品申告書</u>	TPP11協定第3・28条2(d)、第4・7条1(c)												
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定												
(同左)	(同左)												
<u>TPP11原産品申告書</u>	TPP11協定第3・28条2(d)、第4・7条1(c)												
(5) 法第12条の4第6項第5号に規定する我が国税關職員の立会いの下での輸出者の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請について、定めた期間内に回答しないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないときは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	(5) 法第12条の4第6項第5号に規定する我が国税關職員の立会いの下での輸出者の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請について、定めた期間内に回答しないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないときは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">締約国原産地証明書等</td><td style="padding: 2px;">関税上の特恵待遇の否認の規定</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(省略)</td><td style="padding: 2px;">(省略)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>TPP11協定原産品申告書</u></td><td style="padding: 2px;">TPP11協定第3・28条2(b)及び(d)、第4・7条1(c)</td></tr> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	(省略)	(省略)	<u>TPP11協定原産品申告書</u>	TPP11協定第3・28条2(b)及び(d)、第4・7条1(c)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">締約国原産地証明書等</td><td style="padding: 2px;">関税上の特恵待遇の否認の規定</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(同左)</td><td style="padding: 2px;">(同左)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>TPP11原産品申告書</u></td><td style="padding: 2px;">TPP11協定第3・28条2(b)及び(d)、第4・7条1(c)</td></tr> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	(同左)	(同左)	<u>TPP11原産品申告書</u>	TPP11協定第3・28条2(b)及び(d)、第4・7条1(c)
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定												
(省略)	(省略)												
<u>TPP11協定原産品申告書</u>	TPP11協定第3・28条2(b)及び(d)、第4・7条1(c)												
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定												
(同左)	(同左)												
<u>TPP11原産品申告書</u>	TPP11協定第3・28条2(b)及び(d)、第4・7条1(c)												
(6) (省略)	(6) (同左)												
(7) 上記(1)から(6)までの特恵待遇の否認に係る規定は、前記 <u>12の4-2</u> に規定する輸入された貨物のほか、輸入される貨物についても適用されるので留意する。	(7) 上記(1)から(6)までの特恵待遇の否認に係る規定は、前記 <u>12の2-2</u> に規定する輸入された貨物のほか、輸入される貨物についても適用されるので留意する。												